

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十三号

奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

奈良県事務処理の特例に関する条例（平成十二年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二十二の項事務の欄1中「第二条第二項」を「第二条第三項」に改め、同欄9中「第一条」を「第一条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成二十年十二月十五日から施行する。